

### 春日市本人通知制度登録申請書

（宛先）春日市長

春日市住民票の写し等の第三者交付等に係る本人通知制度実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり登録を申請します。

（新規・変更）

			年 月 日		
通知を希望する人	ふりがな	-----		生年月日	年 月 日
	氏名			西暦	年 月 日
				電話番号	— —
現住所	〒 —				
通知対象	住所	□上記住所と同じ（記入不要） 春日市 丁目 番地 アパート（ ） などの名称		氏名	（氏名が変わった人のみ）
	本籍	春日市 番地		筆頭者	

○代理人が申請する場合は、次の欄にも記入してください。

代理人	ふりがな	-----		代理人の区分	
	氏名			□法定代理人 具体的な関係：	
	住所				
	電話番号	— —		□任意代理人	

【注意】

- ご本人による申請の場合は、本人確認書類（※1）を提示してください。
- 法定代理人による申請の場合は、法定代理人の本人確認書類（※1）、法定代理人であることを確認できる書類（※2）及びご本人の本人確認書類（※1）の写しを提示してください。
- 任意代理人による申請の場合は、任意代理人の本人確認書類（※1）、委任状（原本）及びご本人の本人確認書類（※1）の写しを提示してください。

（※1）本人確認書類とは、公的機関が発行した顔写真付きの証明書（マイナンバーカードや運転免許証など）です。持っていない人は、健康保険証や通帳など、氏名が確認できるものを2つ以上持参してください。郵送による申請の場合は、写しを提出してください。

（※2）春日市に備える戸籍簿等により法定代理人であることが確認できる場合は、省略可能です。

※ 事務処理記載欄

登録開始日	年 月 日
期間満了日	年 12月31日
決定通知日	年 月 日
廃止日	年 月 日

リスト入力 住基 戸籍

担当	係長	課長

本人確認書類等		受付日
本人	マ・免・旅・在・障 保・その他	
	マ・免・旅・在・障 保・その他	
代理人	□委任状	受付担当者
	□戸籍	
	□登記事項証明	

## 注 意 事 項

### 1 本人通知制度について

本制度は、住民票の写し等を第三者や代理人（以下「第三者等」という。）に交付した場合に、事前に登録された人（以下「登録者」という。）に対し、通知書を送付することにより、交付の事実をお知らせする制度です。

なお、登録者と同一の住民票、戸籍等に記載されている人であっても、登録者ではない人には通知しません。

**※ 第三者等からの住民票の写し等の請求があった場合に、交付を拒否したり、交付の可否を登録者にお問い合わせする制度ではありません。**

注意1 住民票の写し等とは、住民票（除票を含む。）の写し、本市の所定様式により発行される住民票記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）全部（個人・一部）事項証明書、戸籍（除籍を含む。）謄抄本等をいいます。

注意2 同一世帯に属する人からの住民票関係の請求、同じ戸籍に記載されている人又はその配偶者若しくは直系の尊属卑属からの戸籍関係の請求、国又は地方公共団体からの請求その他市長が特別な理由による請求であると認められた請求により交付した場合は、通知の対象となりません。

### 2 登録について

#### (1) 登録の申請窓口

春日市市民課受付戸籍担当（春日市原町3丁目1番地5 市役所本庁 1階）

#### (2) 申請方法

「春日市本人通知制度登録申請書」を申請窓口を持参するか、郵送してください。

登録を希望する人が、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合は、代理人により登録を申請することができます。

#### (3) 登録開始日

申請を受け付けた日が登録開始日となります。

#### (4) 登録内容の変更について

住所異動や戸籍の届出等により、登録事項（氏名、現住所、通知の対象となる住所又は本籍）に変更が生じた場合は、住所異動や戸籍の届出とは別に、必ず本制度における登録申請書を再度提出してください。

変更後の内容で申請がされない場合、新しい住民票や戸籍は通知の対象となりません。

#### (5) 登録期間について

登録の期間は、登録開始日から3年経過後の12月末日までとなります。

ただし、廃止の届出を提出した場合、登録者が死亡又は失踪宣告を受けた場合、居所不明により住民票が消除された場合、国外に転出した場合、住民票除票等が保存期間経過により廃棄された場合等は、登録を廃止します。

また、申請書に記載された現住所に送付し、通知書が返戻された場合にも、登録を廃止します。

### 3 通知について

#### (1) 通知書の送付

登録者に係る住民票の写し等を第三者等に交付したときは、通知書を送付します。

登録開始日の翌日以降に交付したものが通知の対象です。

#### (2) 通知の内容

通知書には、交付年月日、交付した住民票の写し等の種別、交付通数及び請求者の区分（「代理人」又は「第三者」）を記載します。

### 4 その他

(1) 住民票の写し等の請求をした第三者等の氏名や住所等の情報は通知しません。本制度に基づく通知は、住民票の写し等を交付した事実を通知するものです。

詳しい請求内容を知りたい場合は、ご本人様から個人情報の保護に関する法律に基づく自己に係る個人情報の記録の開示を請求することができます。ただし、開示請求を行った場合でも、第三者に係る個人情報は不開示になる場合があります。また、即日の開示はできませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 本制度は、住民票の写し等の不正取得による個人の権利又は利益の侵害を防止するとともに、不正取得の抑止を図ることを目的とするものです。

制度の趣旨を十分ご理解いただき、制度の内容に同意の上申請してください。